

富山市「目指せ担い手」農地集積促進事業

交付対象者（次の要件を全て満たす者）

- 農地中間管理機構を通じて農地の利用権の設置を受けた農業経営体。
- 利用権の設定を受ける者が利用権の設置をする者（貸し手）の世帯員でないこと。また、法人ではその構成員（その世帯員を含む）でないこと。
- 富山市内に住所を有する者であること。
- 利用権の設定の始期が当該年度の1月から当該年度の12月であること。

交付要件

- 上記の交付対象者が次に掲げる方法で新たに農地を集積した場合。
 - ・補助金の交付対象農地は、農地中間管理機構を通じて存続期間5年以上の利用権が設定された農地であること。ただし以前に利用権が設定された農地は対象としない（新規利用権設定のみ）

交付単価

- 交付対象者ごとに利用権が設定された期間に応じて、交付対象面積に単価を乗じた金額を交付。（交付対象面積は、1筆ごとに10㎡未満切り捨て）補助金（10aあたり）の額は次の表とする。

設定期間	設定タイプ	新規
	5年以上10年未満	5,000円
	10年以上	10,000円

手続きについて

- 農業委員会に提出された利用権設定の申請書をもとに、交付条件の審査をします。条件を満たしている方には、補助金交付に関する申請書類を農政企画課から送付いたします。

※利用権設定期間中に中途解除を行った場合は、補助金を返納していただく場合がありますのでご注意ください。